

特定非営利活動法人埼玉県防災士会細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利法人埼玉県防災士会定款（以下「定款」という。）第50条に基づき、定款の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会申込書)

第2条 定款第7条第2項に規定する文書は、入会申込書とし、その様式は別紙1のとおりとする。

(退会届)

第3条 定款第10条に規定する文書は、退会届とし、その様式は別紙2のとおりとする。

(外部講師謝金等)

第4条 本会主催の活動（研修会等）の際、外部講師への謝金は原則として1人1日当たり30,000円（税抜）を上限として支払う。

2 本会が主催又は共催し、部外の団体に対して実施する活動（ワークショップ等）に派遣される外部講師への派遣費用は原則として1人1日当たり5,000円とする。

(旅費交通費)

第5条 本会会員の活動に対し、以下のとおり旅費交通費を支給する。

2 本会主催の行事については、旅費交通費を支給しない。

3 本会に対し講師派遣の依頼があった場合、本会から要請した会員には、旅費交通費を支給する。

4 本会に関する業務で埼玉県庁や所轄庁、法務局、税務署等に書類提出又は打合せを行うために訪問する場合、交通費補助として、1人1日あたり3,000円を支給する。

(備品及び消耗品)

第5条の2 本会の事業実施のために必要な備品及び消耗品は、本会が調達し管理する。

2 本会の事業実施のため、会員の備品を使用する場合、当該事業に必要な消耗品については、本会が調達する。

(慶弔)

第6条 会員の慶弔は、原則として理事長からその意を表すものとする。

2 会員の弔事の場合は、理事長より弔電又は生花の献花を行うことができる。

附 則（2019年9月21日埼玉県防災士会役員会決定）

（施行期日）

この細則は、2019年10月1日から施行する。

附 則（2021年9月14日埼玉県防災士会理事会決定）

（施行期日）

この細則は、2021年10月1日から施行する。

附 則（2024年3月10日埼玉県防災士会理事会決定）

（施行期日）

この細則は、2024年3月21日から施行する。

附 則（2025年10月12日埼玉県防災士会理事会決定）

（施行期日）

この細則は、2025年10月15日から施行する。